

## 吸収分割に係る事後開示書類

吸収分割承継会社／会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

2022 年 4 月 1 日

(吸収分割承継会社) 株式会社ファーマフーズ

2022年4月1日

吸収分割に係る事後開示書類  
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

京都市西京区御陵大原1番地49  
株式会社ファーマフーズ  
代表取締役社長 金 武祐

株式会社ファーマフーズ（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）及び株式会社アンテグラル（以下、「吸収分割会社」といいます。）は、2022年2月23日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2022年4月1日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社が営むバイオサイエンス事業及びバイオサイエンス事業に必要な管理部業務部門（以下「本件事業」という。）の権利義務を承継する吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行いましたので、本吸収分割に関する事項を下記の通り開示いたします。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2022年4月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項本文に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

- (2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

- (i) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

本吸収分割は、会社法第784条第2項本文に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

- (ii) 新株予約権買取請求（会社法第787条）

吸収分割会社は、新株予約権を発行していないことから、該当事項はありません。

(iii)債権者の異議（会社法第 789 条）

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 2 月 25 日付で官報による公告を行いました。異議申述期間までに、会社法第 789 条第 2 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、当該事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、当該事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 2 月 25 日付で官報による公告を行いました。異議申述期間までに、会社法第 799 条第 2 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は本件効力発生日をもって、吸収分割会社から本件事業に関する権利義務を本吸収分割に基づき承継いたしました。なお、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産及び負債の額は、次のとおりです。

本吸収分割によって承継した資産の額 20,747,079 円

本吸収分割によって承継した負債の額 1,841,264 円

5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2022 年 4 月 11 日

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上